

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ホンジュラス	ホンジュラス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の交換公文	ホンジュラスの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むホンジュラスの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を贈入するための資金を贈与すること。	1,000,000 千円 -----	H18.1.23 ラグシガルパで (同日)	日本側 肥塚隆在 ホンジュラス側 ヤリオ・フオルティン・ミデONSE 外務大臣	H18.2.2 63号
ホンジュラス	貧困農民支援に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	390,000 千円 H18.3.31まで	H18.1.23 ラグシガルパで (同日)	日本側 肥塚隆在 ホンジュラス側 ヤリオ・フオルティン・ミデONSE 外務大臣	H18.2.9 82号
ホンジュラス	テグア・カリエンテ橋改修計画のための贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の交換公文	テグア・カリエンテ橋改修計画を実施するために必要となる 要な、橋梁の改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	289,000 千円 H19.3.31まで	H18.6.23 ラグシガルパで (同日)	日本側 長沼始在 ホンジュラス側 ミルトン・ヒメネス・ブエルト外務大臣	H18.7.10 403号
ホンジュラス	消防機材拡充計画のための贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の交換公文	消防機材拡充計画を実施するために必要な役務の供与 1. 車両及び機材並びにそれらの調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の生産物の操作指導に必要な役務の供与	814,000 千円 H19.3.31まで	H18.6.23 ラグシガルパで (同日)	日本側 長沼始在 ホンジュラス側 ミルトン・ヒメネス・ブエルト外務大臣	H18.7.10 404号
ホンジュラス	日本・中米友好橋建設計画のための贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の交換公文	日本・中米友好橋建設計画を実施するために必要な詳細設計に必要な役務の供与	20,000 千円 H19.3.31まで	H18.11.29 ラグシガルパで (同日)	日本側 肥塚隆在 ホンジュラス側 エドゥアルド・エンリケ・レイチ・ガルシア外務大臣代行	H18.12.11 664号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。